

平成 23 年度 第 6 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 7 月 15 日（金）18 時 45 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、ただいまより「税制調査会」を開催いたします。

本日は、東日本大震災への税制上の対応に関し、原子力災害への地方税制上の対応案等について審議を行うとともに、先の当税制調査会での議論も踏まえて、政府・与党社会保障改革検討本部において決定された、社会保障・税一体改革成案の内容について報告を行います。

なお、本日、小沢鋭仁民主党税制改正 P T 座長の代理として、古本事務局長においていただいております。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、本日の議題に入りたいと思います。東日本大震災への税制上の対応につきましては、既に緊急対応として第 1 弾の措置を講じており、更なる措置については、全体の復興支援策の中で対応を検討すると整理をしてみました。

この点に関し、今般、原子力災害による避難区域等において滅失・損壊等に至っていない資産についての地方税制上の対応について取りまとめを行いましたので、逢坂政務官から御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、原子力災害への地方税制上の対応案について、私から説明いたします。資料 1、資料 4 を併せて御覧いただければと思います。

まず 1 点目、固定資産税・都市計画税でございますけれども、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域などのうち、今、私が申し上げました地域は、資料 4 の茶色になっている地域でございますが、この地域のうち、市町村長が指定する区域にある土地・家屋について、平成 23 年度分の課税を免除するというものが 1 つでございます。

それから、資料 4 の 3 枚目を併せて御覧いただければと思います。真ん中に青く丸が付いているものが警戒区域でございますけれども、自動車税・軽自動車税について説明いたしますと、警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって自動車税・軽自動車税が課されないよう特例を講ずるというものが 1 つでございます。

次に、代替資産について説明いたします。

まず、土地について、資料 1 の 1 ページの下でございますが、青の警戒区域内の住宅用地の所有者がこれに代わる代替土地を取得した場合におきましては、取得後 3 年

度分、当該土地を住宅用地とみなすという規定を設けたいと思っております。

2 ページにお進みください。次に代替家屋でございますが、青の警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる代替家屋を取得した場合等におきましては、4 年度分の税額を2分の1にする。その後、2 年度分の税額を3分の1減額するという内容でございます。

続きまして、償却資産でございますけれども、同じように、この警戒区域内の償却資産の所有者等が代替償却資産を取得した場合においては、この場合は、被災地域において取得した場合等においては、課税標準を4 年度分2分の1とするというものでございます。

次に、不動産取得税でございます。代替家屋、代替土地の不動産取得税については、課税されないよう特例を講ずるというものでございます。

自動車取得税でございますけれども、これも警戒区域内にある自動車の用途を廃止した場合に、代替自動車を取得した場合については、平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とするというものでございます。

自動車税・軽自動車税でございますけれども、これも同じように、代替自動車について平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

私からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

なお、国税に関しましては、第 1 弾の震災税特法におきまして、原子力発電所の事故による災害も対象とされていること、原子力災害による警戒区域内の自動車についても、自動車重量税の還付の対象となっていることから、今回は特段の対応を行わないこととしております。

ただいまの逢坂政務官の説明につきまして、御質問・御意見等があれば、どなたからでも、どうぞおっしゃってください。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

素朴な質問なのですが、この警戒区域内のところから外に出ていった人も、例えば自動車が駄目になって買い替えたといった場合、今、住んでいるところの自治体と、元にしたところの自治体と、居住区が違った場合はどういう扱いになるんですか。それは全く関係ないんですか。

○逢坂総務大臣政務官

おっしゃっている意味はどういうことでしょうか。

○峰崎内閣官房参与

要するに水色のところに住んでいたが、今はそこに住んでいない場合は、どこの自

治体が減税になるんですか、もともとの水色のところの自動車税を納めなくていいということになっているんですか。

○逢坂総務大臣政務官

そういうことです。その水色のところにある自動車ということになります。

○峰崎内閣官房参与

それで、今、住んでいる場所は関係ないわけですね。

○逢坂総務大臣政務官

はい、それは違います。

○峰崎内閣官房参与

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御報告させていただいた内容で地方税制上の対応を行ってまいりたいと思います。

引き続き、今後、取りまとめを予定している、東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応等について、現時点での検討状況を整理いたしましたので、私と逢坂政務官から御説明いたします。

まず、私から、お手元の資料5を御用意ください。資料5に沿って、東日本大震災からの復興に向けた国税の検討状況について、主な項目に絞って御説明させていただきます。

まず、所得税に関しましては、まちづくり等に関する議論を踏まえ、土地再編事業に係る土地譲渡益課税の在り方について検討が必要になるほか、大震災で住宅を失った被災者が、住宅の再取得等をした場合について、住宅ローン控除の限度額や控除率を引き上げる方向で検討してまいります。

次に、法人税に関しては、復興特区について、制度の枠組み等の検討を踏まえ、必要な税制措置の在り方を検討するほか、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却等について検討してまいります。

資産税に関しては、事業承継税制につきまして、大震災による事業資産の被害が大きい場合等に、雇用の確保等の要件を緩和する方向で検討するほか、登録免許税の特例措置についても検討してまいります。

消費課税に関しましては、被災により滅失等をした二輪車等について、納付済み自動車重量税の還付や、買い替えた二輪車等に係る自動車重量税の免税措置を検討するほか、印紙税の特例措置についても検討してまいります。

個別の措置の詳細に関しては、お手元の資料を御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

これらの措置については、「復興の基本方針」等に関する議論を踏まえつつ、具体化

に向けた検討を速やかに進めてまいりたいと考えております。今月末には復興の方針が出ますので、それを踏まえて、8月に入ってからになると思いますが、この税調の場で改めて、復興税制の詳細を決めさせていただきたいと思っております。

それから、逢坂政務官の方で地方税をお願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、引き続きまして、地方税でございます。資料6を御覧ください。

地方税につきましても、「復興の基本方針」などの復興に関する議論を踏まえまして、被災地の基幹産業の復活など地域経済活動の再生、ひいては雇用の創出に資するような検討を今後進めてまいりたいと思っております。

また、大震災の被災者等の負担軽減を図る措置についても、引き続き、必要な措置の検討を行いたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ラインナップだけでございますけれども、ただいまの説明につきまして、何か御意見等がございますれば、どうぞおっしゃってください。

○峰崎内閣官房参与

この扱いは、今後、ここで議論をするということですか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことです。

○峰崎内閣官房参与

それで、日程的には、それはいつごろまでやるんですか。

○五十嵐財務副大臣

基本方針が今月末までに出てくると思っておりますので、その後になります。

平岡さん、どうぞ。

○平岡総務副大臣

多分、復興特区に係る税制上の特例措置というところから出てくるんだろうと思うんですけども、今度のいろいろな復興関係の施策として、今、各省、いろいろ考えているんですね。その中には、ここに出てくるような代替施設みたいなものとか、後ろに一遍下がったものが元に戻ってくるようなものに対応する税制の特例措置ではなくて、もっと前向きなものもメニューとしてはたくさん出てくるんだと思うんです。

そのときに、税制上の支援や、特例を認めてくれというのは、かなり出てくるのではないかという気がするんです。特区はどういうものになるかというのがよくわからない状態のままで議論してもしようがないかもしれないけれども、それは特区という位置づけでなければできないということなのか、逆に、特区でなくてもこういうことをやるというときには、被災地であれば、前向きな事業についての税の特例措置が

あってもいいのではないかという気がするんですけども、その辺はどういうふう
に受け止められているのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

各省から要望として、オールジャパンにも通用するものなどとして出てくる場合は、
間に合えば、復興税制にもありますし、あるいは来年度の税制改正の中で検討され
ると思いますが、おっしゃるとおり、ここでは特区の仕組みがまだわかっておりませ
んので、特区の中身が出てきた段階で各所から個別の要望があると思いますので、そ
れを検討していくということになると思います。ここでは特区の税制を前向きに取り
上げますという予告編をさせていただいているということです。

○平岡総務副大臣

それでは、特区以外の地域についても、先ほど言われたように、来年の税制改正と
かの中でもちゃんと取り上げていくということですね。

○五十嵐財務副大臣

それはあり得ることだと思います。

どうぞ。

○山口内閣府副大臣

阪神・淡路大震災と比較すると、やはり特区などに関してはぐっと踏み込んでいる
わけですけども、ほかのところに関しては相当踏み込んでいるような気がするんで
すよ。やはり、そういうことですか。

○五十嵐財務副大臣

はい、阪神・淡路大震災の経験も踏まえて、更に今度は津波という特殊事情を踏ま
えて、特段の措置を取っているということでございます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、御報告させていただいた項目を始めとして、
まだ、これが全てではございません。引き続き、税制で対応すべき施策の取りまとめ
に向けて作業を進めてまいります。

最後に、末松副大臣から関連資料の提出をいただいております。

○末松内閣府副大臣

資料6の次のページに、私、今、宮城県の復興現地対策本部長をやっておりますの
で、その観点から一言、地方の声ということで、予告編で、前向きにさせていただける
ということでございますけれども、例えば、この1枚紙なんです。

ここで「○内閣府関係」ということで、これは東日本復興特区の創設ということで、
ここの概要を読みますと、「被災企業が行う施設の再配置に対する新たな補助制度の創
設、被災企業・新規立地企業の法人税、法人二税、不動産取得税、固定資産税、自動
車重量税の課税の10年間の免除」、こういうかなり思い切ったことを書いてきてい
るんです。実は、この気持ちは、今、非常に津波と震災の危険がある、そして、電気も

非常に厳しい。それで、かなりの企業がここの地域を捨てて、そして、空洞化して、ほかの地域、あるいは海外に出ようとしている。これを何とか押しとどめたいという思いで、必死の思いで現地の方はやっておりますので、そういった中で、ある程度のメリットがないと、とどまることができないんです。

そういった思いで、これをぱっと、ここにいる、東京にいる皆さんが見て、ふふんと笑うのではなくて、そういった、現地は非常に厳しいんだということを、是非、私から御紹介させていただきながら、真剣になって御議論を賜りたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、松下副大臣、どうぞ。

○松下経済産業副大臣

原子力災害の被災者支援を担当している者として、この原子力災害の出元の者としても、この地方税制上の対応に心から感謝申し上げますし、よろしくお願ひしたいと思っています。先日、片山大臣とも現地に行って、地方の声も聞いてまいりましたし、対応をよろしくお願ひしたいと思っています。

以上でございます。感謝でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、引き続き、社会保障・税一体改革成案の報告に入ります。

御案内のとおり、社会保障・税一体改革成案につきましては、当税制調査会でも計4回にわたり審議を行い、社会保障改革案に対する意見を取りまとめました。その際、成案の取りまとめに向けた、政府・与党社会保障改革検討本部の審議等におきまして、当税制調査会の意見に十分配慮することを求めるとしておりましたが、去る6月30日に、同本部において社会保障・税一体改革成案が決定されましたので、その内容について御報告をいただきます。

また、同日、社会保障・税番号大綱についても本部決定されているところですので、これについても併せて御報告をいただきます。

香取社会保障改革担当室審議官、よろしくお願ひします。

○香取社会保障改革担当室審議官

お手元の資料8を御覧いただきたいと思っています。今、御紹介いただきましたように、6月30日に社会保障・税一体改革成案につきましては、政府・与党の検討本部で決定をいただきまして、翌7月1日に閣議に報告をしたところでございます。

当税制調査会には、6月2日の集中検討会議で取りまとめました成案の案について御報告申し上げ、また、それに基づきまして、先ほどお話がありました、税調での御議論を経て、御意見を賜り、それを成案決定会合の場で議論して、それをこの成案に

反映させたところでございます。

6月2日以降、成案決定会合における御議論、それから、党の調査会における御議論等を踏まえて、成案決定会合におきまして必要な議論が行われ、加筆修正が行われているところでございます。

資料8に基づきまして、主に6月2日の成案から、成案決定会合の過程で加筆修正等が行われた部分を中心に御説明いたしたいと思っております。

まず「はじめに」のところでございますが、中段及び中段から後半にかけて、当成案に基づきまして、政府・与党は検討を進めて、その具体化を図る、

そして、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であるというところで、本成案をもって野党各党と協議に入るといった旨の記述が記載されております。

また、その下、震災との関係ということで、国難を克服していくためには、活力ある日本の再生を視野に入れた復興の施策を推進していく必要があるということで、被災地・被災者に十分配慮して、社会保障・税一体改革成案については、復興対策との両立を図るといったこと。そして、この中で、被災地において少子高齢化が進む日本の先進的モデルという取組みをしていく旨の記載が追加されたところがございます。

それから、2ページから3ページにかけては、「I 社会保障改革の全体像」の記述があったわけですが、これにつきましては全体像、社会保障改革について、その理念・哲学について、より詳細な記述をとることがありまして、大幅に分量が増えております。

2ページの中段から下、セーフティネットに生じたほころびや格差の拡大等に対応して、所得の再分配機能の強化や家族関係の支出の拡大を通じて、全世代を通じた安心の確保を図り、国民一人ひとりの安心感を高めていく。あるいはセーフティネットから抜け落ちた人々を含めて、すべての方が社会保障の受益者であることを実感できるようにする等々の記述が行われました。

更に、3ページの上から2行目、最初のパラグラフですけれども、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障を目指すということで、国民皆保険・皆年金に対する堅持、あるいは給付と負担のバランスを前提とした、OECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行い、中規模・高機能な社会保障体制を目指すということで、基本的な社会保障制度を目指す姿ということで、「中規模・高機能な社会保障体制を目指す」という記述が入りました。

これを踏まえまして、2ページの一番上の表題のところ、「～『中規模・高機能な社会保障』の実現を目指して」という記述が追加されたところがございます。

次に、6ページをお開けいただきたいと思っておりますが、社会保障改革の個別の中身のところがございます。

1つは、6ページの上から2つ目の高齢者医療制度の見直しにつきましては、複数

のところに分けて記載があったものを、このような形で、1個の形にまとめて記載するというので、高齢世代・若者にとって公平で納得のいく負担の仕組みにすること、支援金の総報酬割の導入、自己負担割合の見直しといった記述がされております。

その下、「III 年金」につきましては、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げについては、検討するという記述になっております。

「IV 就労促進」「V I～IV 以外の充実、重点化・効率化」のところでは、主に雇用対策、あるいは障害者対策といったことについて記述が付加されてございます。

次に、8ページ以降で「II 社会保障費用の推計」の後、国・地方の公費全体の推計のところにつきましては、今の社会保障制度の推計において、地方単独事業の取扱いがきちんとされていないということで、現在のベースとなっております統計の中に地方単独事業が含まれていないということで、その全体像を含め把握を進めて、単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理すべきという記述が追加されております。

次に、「III 社会保障・税一体改革の基本的姿」に関してでございます。

(1)の2段目の最後のところでございますが、国・地方合わせた消費税収の充実に図るということで、地方財源の範囲の記述が入っております。

(2)、使途の明確化のところでございますが、もともとの記述では、国・地方合わせた消費税収全体についての記述があったわけですがけれども、今回の議論の中で、地方消費税部分については、この記述から除くということで、冒頭の括弧の中、「現行分の地方消費税を除く」という記述が入り、併せて、次の10ページ、(3)の中段でございますけれども、現行の消費税収についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないということを前提に、引上げ分の消費税収については国と地方の役割分担に応じた配分を実現するという記述が入っております。

併せて、最後のパラグラフで、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるような地方税制の改革などを行う旨の記述が入っております。

「2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成」の部分でございますが、この部分につきましては、実施時期につきましては、御案内のように、党の調査会で非常に熱心な議論がございまして、最終的には11ページの3つ目のパラグラフで、原案では2015年度に段階的に引き上げるという記述になっていたわけですが、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げるということで、「2010年代半ばまでに」という記述になってございます。

この記述に変わったことに伴いまして、最後のパラグラフ、3行あるところですが、「これらの取組みなどにより」というところにつきましては、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれるという記述に修正されております。

「IV 税制全体の抜本改革」につきましては、基本的に、6月16日に当税制調査会

から頂きました意見を踏まえまして、その記述、別紙2の記述に沿って書き込まれて
ございます。12ページ、13ページにかけて、そうなっております。

14ページ、「V 社会保障・税一体改革のスケジュール」の部分でございますが、
冒頭の2行、「社会保障・税一体改革にあたっては、『国と地方の協議の場』で真摯に
協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る」という記述が追加
されてございます。

その下、5行目以下の部分でございますが、抜本改革のスケジュールに関して、経
済状況の好転との関係をどのように考えるかということも党で大変議論になりまして、
最終的には、そこがございますように、「政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と
経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件と
して遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため」云々ということで、デフレ
脱却に向けての取組み、あるいは経済状況を好転させることを条件とするという記述
が入っております。

これとの関係で、その下のパラグラフで、十数行ございますが、この部分で、「上記
の『経済状況の好転』は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を
確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等
を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予
期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政
府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、
上記の法制化の際に必要な措置を具体化する」という記述があります。

その下に、行政改革その他の取組みにつきましても記載がございまして、国会議員
定数の削減、公務員人件費の削減、特別会計改革、公共調達改革等の不断の行政改革
及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、
国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進めるという記述が追
加されてございます。

VIで、6月2日の原案では「経済成長との好循環の実現」という記述だったわけ
ですが、今のVのところ、成長との関係、あるいはデフレ脱却との関係についての記
述が含まれた関係で、「デフレ脱却への取組み」というものを表題に付けた上で、14
ページから15ページにかけての数行、「デフレからの脱却を実現するため」から「経
済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する」という部分のパラ
グラフが追加されているところでございます。

この形で6月30日に政府・与党で取りまとめいただきまして、7月1日の閣議に報
告したところでございますが、閣議において、与謝野担当大臣の方から、この成案を
もって、野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼びかけることとい
たしたいという発言があったところでございます。

次に、番号制度の関係でございますが、番号制度につきましては資料10及び資料

11 を御覧いただきたいと思います。

番号制度につきましても、この同じ6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において、この資料11にございます「社会保障・税番号大綱」を決定したところでございます。

大綱におきましては、所得把握の適正化・効率化のために、税務当局に提出される既存の申告書、法定調書等に番号を記載すること。あるいは法定調書の範囲の拡充などについて検討することとされてございます。

番号記載の具体的な開始時期、あるいは正しい番号の告知、本人確認の方法など、番号導入に向けて必要となる具体的事項につきましては、今後、当税制調査会において御議論いただくことになると考えてございますので、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですが、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等があれば、どうぞおっしゃってください。

ございませんでしょうか。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

質問ではないんですが、税制調査会本体の方に、少しお願ひがあるんですけども、実は税制調査会の下に専門家委員会というものがござひます。これは昨年の6月に所得税・消費税の基幹税に対する提言をされ、更に小委員会で国際課税が去年の9月からスタートして報告書を秋に出され、その後、今年に入ってほとんど機能しておりません。かつて納税環境整備小委員会があつて、実はそこで番号問題も議論をしてまいりました。

そういう意味では、番号大綱が出ていますので、専門家委員会及びその専門家委員会の中の小委員会で一度是非これについての意見を、勿論、これはすでに本部決定されていますから、どういった点が、今後、問題になってくるのかとか、それから、社会保障の成案のところでは消費税の問題が入ってまいりまして、その消費税の在り方についても、専門家委員会の意見を求めるべきだと思います。

そういう意味で、専門家委員会の知恵を、是非活用していくということで、こういうきちんとした場でなくても、専門家の先生方に問題を投げて、そして、事務方も大変忙しいということを、この間、先生方とお会いしたら、よく理解をされていましたので、先生方を中心にしながら、是非、そういった問題提起を受ければ、ディスカッションをして、財務大臣以下の税調の皆さんにまた一定の答申を投げ返したいとおっしゃっていましたので、是非、受け止めていただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

事務局としては、是非、専門家委員会の先生方のフォローアップをしていただくということは重要なと思いますが、会長、会長代行、いかがでしょうか。

○野田財務大臣

神野先生始め専門家委員会の皆様には、いつもお知恵を借りてまいりましたので、今、峰崎さんから御指摘のあった一体改革に向けての、これからの具体的な制度設計と番号制度、これらについて、また、これからも意見交換する場をつくりたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

今の社会保障と税の一体改革のところで、「中規模・高機能な社会保障体制を目指す」という言葉が新しく入ったんだという説明だったんですが、中規模とか高機能というのは何をメルクマールにして判断するのか。例えば、中規模というのは国民負担率との関係とか、あるいは財政支出の規模が社会保障についてどの程度あるかとか、それを、どういう水準になったときに中規模というふうに認識するのか。

それで、高機能というものは多分、判定のしようはなくて、お題目みたいで、これは高機能なんですと言えば、それで高機能だということなのかもしれませんけれども、国際的な比較の中で、非常に進んでいるところと比べてみて、大体、上位 10%のところにいるから高機能なんですということなのかどうか。何を基準にして、これを中規模・高機能ということ判断していくのかというのは、どういうふうに考えておられるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

香取審議官、お答えいただけますか。

○香取社会保障改革担当室審議官

この中規模・高機能の社会保障体制を目指すという表現は、民主党の調査会の報告書に出てくる記述を踏まえて記述したものでございます。

具体的にというお話では、先ほど御説明した資料 8 の 3 ページに「給付と負担のバランスを前提として、それぞれ OECD 先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行い」という記述がございまして、党における、この記述をめぐる議論、それから、最終的に成案決定会合において、この文章を書き込んだときの議論を踏まえれば、OECD 諸国の中でも非常に給付水準の高いスウェーデン、北欧等の国、他方ではアングロサクソン系の比較的社会保障の給付の小さい国もございまして、恐らく、その両者の真ん中に行くという意味で中規模ということだと思います。

その意味では、OECD 先進諸国の平均水準、あるいはややそれよりも日本は高齢化

率が高いので、そのことを踏まえれば、OECD 水準の平均値、高齢化の高さを踏まえての平均値ということ恐らく念頭に置かれて、この記述があるものというふうに理解しております。

もう一つは、高機能というのは、お話のように、評価の問題になりますが、恐らく給付と負担、あるいは負担に対するアウトプットという意味で、その前段にあります受益感覚が得られる、あるいは負担についての納得感が得られるというところで、やはり最適な負担で最大のメリットを出すという制度を目指すという趣旨ではないかと理解しております。

○五十嵐財務副大臣

古本事務局長、今の御説明でよろしゅうございますか。

○古本民主党税制改正PT事務局長

若干申し上げれば、社会保障のメニューを充実させるのが先ではないかという御議論が随分あったんですけれども、そういうときに、勢い財源調達の方が先走っていないかというのが全体のトーンだったんです。そういう中で、それまでの積み上げてきた議論がずっとあったわけです。その途中のプロセスを端折って、最後の財源のところだけにスティックしておっしゃる先生方もいたわけであって、そういう中で、少し社会保障のところを一つの形で表現するならば、こういう言葉もあるのではないかということの知恵として出てきたという経緯があったと承知しています。

○五十嵐財務副大臣

よろしゅうございますか。

平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

とりあえずはいいんですけれども、税の番号の関係なんです、ここでできたのはいいんですけれども、これをつくる前にパブリック・コメントみたいなものをして、いろいろ意見は求めた上で、これを進めてきたという経緯があるんですけれども、大体、大綱的なものができたところで、一般の国民、市民に対して意見をどう求めていくかというのは、何か考えているんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

これは、峰崎さんからお願いします。

○峰崎内閣官房参与

参事官も来ているんですが、これはパブリック・コメントを7月7日から1か月間、再び、大綱になりますので、最終的にこれを法案に落とし込むためのパブリック・コメントに、今、かけている最中であるということでございます。

ちなみに、番号も愛称を公募いたしまして、マイナンバーということで、片仮名でございますけれども、法律に書き込むときの名称は別でございますが、マイナンバーということで、一応、決まったということだけ、また確認をしておいていただきたい

と思います。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。

今後、税制調査会においても、成案を踏まえた今後の税制抜本改革の具体化に向けた審議を行っていく必要がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

次回の日程については、追って事務的に御連絡いたします。

なお、東日本大震災からの復興につきましては、復興対策本部において、復興基本方針に向けた議論が始まったところであり、その取りまとめを踏まえて、税調においても議論を行っていくことになると思います。また、それまでの間にも必要に応じ、皆様より御意見を伺うことがあるかもしれませんので、その際には協力をよろしくお願いいたします。税調懇談会を開くかもしれませんということでございます。

記者会見は通例どおり、間もなく、この場所で行います。会見に参加されない方は、速やかに御退室をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。